

○教員の任期に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「任期法」という。）第5条第2項の規定に基づき、淑徳大学及び淑徳大学短期大学部において任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という）の任期等に関し、必要な事項を定める。

(教育研究組織、職名等)

第2条 任期法第4条第1項の規定に基づき、任期付教員の教育研究組織、職名、任期及び再任に関する事項については、別表のとおりとする。なお、任期付教員は、任期法第7条に規定する労働契約法（平成19年法律第128号）の特例対象者に該当する。

(勤務条件等)

第3条 任期付教員の勤務条件等に関する事項は、有期雇用教職員就業規則又はその他関連諸規程の定めるところによる。

(契約)

第4条 任期付教員を任用する場合は、当該任期付教員との間で任期を定めた労働契約を締結するものとする。

(任用の同意)

第5条 任期法に基づく任期付教員を任用する場合には、当該任用される者の同意を得なければならない。

(規程の公表)

第6条 この規程を定め又は改定したときは、任期法第5条第4項の規定に基づき、ホームページ等により公表するものとする。

(規程の改定)

第7条 この規程を改定しようとするときは、淑徳大学及び淑徳大学短期大学部の学長の意見を聞くものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表

教育研究組織	職名	任期	再任の可否
淑徳大学 各学部 淑徳大学 大学院各研究科	特任教員・教授 特任教員・准教授 特任教員・講師 特任教員・助教 特任教員・助手 特任教員・研究員	1年以内	可
淑徳大学短期大学部 各学科	特任教員・教授 特任教員・准教授 特任教員・講師 特任教員・助教 特任教員・助手 本務嘱託教員・教授	1年以内	可